



「生き抜く力」を育む 福島県の防災教育

平成27年度「生き抜く力」を育む防災教育推進事業

防災教育 指導資料

第3版

平成28年3月
福島県教育委員会
Fukushima Prefectural Board of Education.



福島県の美しい自然や恵み、

そこには過去の大きな自然災害と関連しているものが多くあります。

表紙の「磐梯山と檜原湖」に象徴されるように、

明治の磐梯山の噴火によって生じた大災害が、

一方で檜原湖のできるきっかけとなりました。

「尾瀬」も、火山活動で形成された特有の環境による湿原などを有しています。

尾瀬ヶ原や尾瀬沼に代表される独特の景観は、多くの人々を魅了しています。

防災に関する理解を深めながら、

その恵みでもある自然環境や、大地から生み出される農産物等について考え、

福島県の豊かさも理解できるような防災教育を進めていきましょう。



はじめに

東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故から5年が経過しました。また、平成27年は全国で風水害、火山災害、雪害等、様々な自然災害が続いた年でもありました。

福島県は、美しい自然に恵まれておりますが、その一方で、様々な災害が起こる可能性があり、この自然の二面性を踏まえた防災教育を推進する必要があります。また、原発事故に起因する放射線についての学習は、科学技術と社会との関連性を踏まえ、これからの防災教育の一つとして、今後も継続していかなければならないものです。

そのような中、福島県教育委員会では、震災以降、学校の安全教育、特に、災害安全に関する教育について、児童生徒の健康にも配慮した放射線教育を重視し、「放射線等に関する指導資料」の第1～4版の作成・配布、実践協力校のモデル的な取組の推進と県全体への発信等に力を注いでまいりました。そして平成25年度から「児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができたり、災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができたりする態度及び能力を育成する」ことを目的として、震災を踏まえた地震や津波、また、甚大な被害をもたらす水害等も含めた本県の実情に応じた防災教育を推進しております。

今年度も、全学校を対象とした防災教育に関する研修会を県内7地区で実施し、実践協力校のモデル的な取組を例示して、防災教育の重要性とその内容方法について協議し、理解を深めていただきました。また、親子の防災意識を高めるため、災害時における家庭の約束事を記入する防災個人カードを今年度入学生児童全員に配付するとともに、本指導資料を作成し、全小・中・高等学校、特別支援学校へ配布いたします。今後とも、防災教育のさらなる推進を期待しております。

各学校におかれましては、「放射線等に関する指導資料（第5版）」や「防災教育指導資料集第1版、2版」と併せて本資料を教育活動の様々な場面で活用し、基礎的・基本的な知識の習得とともに、「自ら考え、自ら判断し、行動できる」児童生徒の育成のために実践を推進していただきたいと思います。

結びに、本書の作成にあたり、多大なご指導とともに、全体の監修をいただきました滋賀大学教授藤岡達也様、作成協力者の茨城大学准教授大辻永様、磐梯山噴火記念館副館長佐藤公様、ご協力いただきました関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成28年3月

福島県教育委員会教育長 杉 昭重

目次

はじめに

本書 [第3版] の活用について	1
本書の経緯 [平成 25 ～ 27 年度] について	2
年間指導計画の作成について	4

東日本大震災と福島県 — 3. 11を風化させないために—

5

I 防災教育をすすめるにあたって

25

福島県で防災教育をすすめるにあたって

26

1 防災教育の背景と理念

28

(1) 東日本大震災が教育界へ与えた衝撃

28

(2) 「生き抜く力」を育む防災教育

28

(3) ESD (持続可能な開発のための教育) と防災教育

30

(4) 福島から世界への期待

31

2 福島県の自然環境と人間活動

33

(1) 福島県で発生する災害の多様性と自然の二面性

33

(2) 福島県に災害をもたらす自然環境

34

(3) 福島県の自然の恵みと人間生活

44

3 科学・技術・社会の相互関連を取り扱う教育

46

(1) 科学・技術・社会の相互関連の理解

46

(2) 科学的リテラシーの育成

47

(3) 科学・技術・社会相互関連から見た自然災害

48

(4) 科学・技術・社会相互関連から見た原子力災害

48

4 地域と連動した組織活動

50

(1) 子どもを守るための新たな学校と地域との連携

50

(2) これからの避難訓練、防災活動

50

II 学校防災の新たな展開

53

1 発達の段階に応じた学校防災

54

2 防災教育の展開 (年間指導計画例)

58

小学校低学年

58

小学校中学年

59

小学校高学年

60

中学校1学年

61

目 次

中学校2学年	62
中学校3学年	63
高等学校	64
特別支援学校	65
3 防災教育の展開（指導案）	66
小学校低学年 学級活動「地震が起こったら？」	66
小学校低学年 生活科「ときどきわくわくまちたんけん」	70
小学校中学年 社会科「安全なくらしとまちづくり」	72
小学校中学年 総合的な学習の時間「地域の防災マップをつくろう」	74
小学校中・高学年 学級活動「いざという時の備えは？」	76
小学校高学年 体育科「けがの防止と手当—学校や家庭、地域におけるけがの防止」	80
中学校全学年 道徳「よりよい社会の実現に向けて」	83
中学校全学年 技術・家庭科（家庭分野）「福島発！我が家の防災グッズをつくろう」	86
中学校2学年 学級活動「ボランティア活動などの社会参加」	88
中学校3学年 理科「自然の恵みと災害」	90
中学校3学年 社会「防災・減災のまちづくり」	92
4 防災教育の展開（実践例）	94
南相馬市立八沢小学校 「自分の命は自分で守る 助けられる人から助ける人へ 防災学習の継承」	96
福島市立清明小学校 「水害の経験を生かした『地域・家庭と連携した防災学習』」	104
猪苗代町立吾妻小学校 「自然の恵みへの感謝の気持ちと、自ら命を守る力を育てる防災教育」	112
防災個人カード配布のねらいと学校における活用	120
防災教育指導資料を活用した理科の実践	122
高等学校での取組例（福島県立磐城高校、福島県立磐城桜が丘高校）	126
5 防災教育と放射線教育・道徳教育との関連	128
Ⅲ 災害を風化させないこれからの防災教育	129
1 災害時における学校の対応	130
（学校災害対応マニュアル例）	135
2 最近の自然災害と防災、減災の動向	150
3 復興・復旧に向けての取組と地域防災	164
4 福島県の自然災害	171
5 防災学習に役立つ情報・参考資料等	180

本書 第3版 の活用について

東日本大震災という未曾有の災害が日本を襲ってから、5年が経過した。福島県内においては復興の見通しの立ってきた地域と、見通しの立てにくい地域が存在するのも事実である。本書は、第2版に引き続き、この大震災を風化させず、これからの学校教育の教訓とするために、今後、具体的に、学校でどのような防災教育に取り組むべきかを模索したものである。

福島県に限らず、東日本大震災発生後、教育界においては、国や各地域で防災教育に関する副読本等が作成されてきた。国としては、文部科学省が、震災1年後に「防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」や学校防災のための参考資料「生きる力を育む防災教育の展開」を刊行し、全国の学校に配布した。ここで示された具体的な防災マニュアルの観点や様々な自然災害に対応した防災管理、防災教育の実践については、一般性を持ち、多くの都道府県も参考にしながら、各地域に応じた取組が見られる。福島県においても国の刊行物を踏まえながら、さらに県内各地の状況に応じた取組から副読本の改訂を重ねてきた。

福島県では、東日本大震災直後から現在まで、地震、津波、原子力発電所事故への対応に追われている。前例のない状況の中で、学校、教育行政が一丸となって、福島県における独自の防災教育の在り方を探ってきたと言える。さらに日本列島では、地震・津波以外にも風水害、土砂災害、火山噴火、雪害などが発生しており、これらは福島県でも無関係ではない。

東日本大震災後、各学校において、新たに積み重ねられつつある取組が本書にも掲載されている。それらは県内にとどまらず、県外の取組にも示唆を与えるものと確信する。今後も、震災を乗り越え、持続可能な社会を構築するために、国内外に発信する内容、方法を備えた本県の防災教育に期待したい。

そのために、本書のねらいとしては、引き続き福島県の災害安全（防災教育）を確立し、各地域、学校での実践の手助けとなることである。福島県の学校防災推進には、以下の基本となる項目を掲げたい。

- (1) 「生き抜く力」を育むための防災教育の確立
- (2) 教育課程における防災教育の位置付けの明確化
- (3) 防災教育・防災管理・組織活動の有機的な連動
- (4) 学校安全全体の推進（災害安全と交通安全・生活安全との関わり）
- (5) 安全・安心な地域づくりと学校の役割の再認識
- (6) 持続可能な社会をつくる新たな防災教育の構築

そして、具体的に、各地域、学校において以下の取組を期待したい。

- (1) 安全点検、避難訓練などの防災管理・防災マニュアルの継続的な改善
- (2) 防災教育の共通理解と地域に応じた各学校での展開
- (3) 県・市町村・学校の連携した防災研修、防災訓練
- (4) 3.11を風化させないための教育活動
- (5) 子どもたちの将来を見据え、学力向上にもつながる教育実践

以上のことを踏まえて、本書の活用をもとに各地域、学校での防災教育の推進を望んでいる。

本書の経緯 平成25～27年度 について

I 東日本大震災直後の福島県教育委員会の対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、家屋倒壊等の地震による被害に加え、沿岸部を襲った大津波による被害をもたらした。この震災においては、本県でも多くの学校、児童生徒等に甚大な被害・犠牲が生じている。

福島県教育委員会では、震災以前から各学校に防災マニュアルを作成する等、災害時への備えをするよう働きかけ、各学校では地域の実情や児童生徒の実態に合わせた防災マニュアルを自校化し、避難訓練等を実施していた。しかし、今回の震災では、停電による放送設備の使用不能、想定を大きく超える津波からの避難等、普段の訓練や想定を大きく超える状況下での対応を強いられる学校が多かった。このように、情報通信手段が絶たれてしまった状況下においては、それぞれの現場で即座に判断して対応する事が重要であり、現場にいる教師や児童生徒が自ら考え、自ら判断し、自ら行動できる能力を持つことが必要不可欠となった。

事故直後、多くの学校現場や教育委員会等の機関においては、未だかつて経験の無い（株）東京電力福島第一原子力発電所の事故とそれに伴う避難等の対応に奔走していた。特に放射線等については、校地内の空間線量率の測定、飲用水や給食等、学校毎に先の見えない対応に追われていた。そのような中、県教育委員会としては平成 23、24 年度「放射線等に関する指導資料」の第 1 版、第 2 版を先行作成して放射線教育を推進した。そして、防災教育についても、喫緊の課題との認識で、新たな防災教育の指導事例等を作成し、広く県内の学校に配布することが求められたため、平成 25 年度に事業を立ち上げ推進することになった。

II 平成 25 年度の「防災学習推進支援事業」の取組

防災教育の学習内容を教育課程へ位置付け、教科指導等での学習を推進するために指針を示す指導資料を作成すること、新たな防災教育の指導についての研修の機会の設定することを目的として本事業に取り組んだ。指導資料の作成については、平成 25 年 3 月に文部科学省が発行した「生きる力を育む防災教育の展開」を参考に、上越教育大学の藤岡達也教授（現 滋賀大学教授）に執筆や監修を依頼し、各教育事務所や教育センター等の担当者が作成にあたった。

事業の主な内容は下記のとおりである。

- 指導資料の作成のための作成委員会実施 [4 回]
- 各小・中・高校の担当者の研修会を実施 [県内 4 会場]
- 実践協力校による研究授業等の実践

平成 25 年度 只見町立朝日小、新地町立福田小（「第 1 版」に実践例掲載）

III 平成 26 年度、平成 27 年度の「『生き抜く力』を育む防災教育推進事業」の取組

放射線教育推進支援事業との連携を強化し、指導資料の第 1 版の活用をはかるための研修会の実施や、具体的な実践について先進的な取組を広く紹介するための実践協力校の指定、家庭や保護者への啓発と児童生徒の防災意識の高揚を目的とした防災個人カードの作成と配布等、平成 25 年度の「防災学習推進支援事業」の更なる充実をねらい、一部新規の事業として展開した。

本事業の目的と主な内容は下記のとおりである。

[目的]

児童・地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じて的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができたり、災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができたりする態度及び能力を育成するための支援を行う。

[内容]

- 実践協力校による研究授業等の実践
平成 26 年度 福島市立清明小、柳津町立西山小・中、相馬市立飯豊小(「第 2 版」に実践例掲載)
平成 27 年度 福島市立清明小、猪苗代町立吾妻小、南相馬市立八沢小(「第 3 版」に実践例掲載)
- 運営協議会 (6 回開催)
- 地区別研究協議会 (7 教育事務所毎) ※一部放射線教育の地区別研究協議会との合同開催
- 防災個人カードの作成と配付
- 指導資料の作成と配付

IV 防災教育推進に向けての各種機関等との連携

防災教育の推進においては、国や県や市町村等の防災関係組織との連携や、それらから発せられる情報の共有が不可欠である。各学校が防災教育の資料を使用する際には、身近な防災関係の組織や機関の作成した最新のものを使用することが望ましい。そのためにも、地元の市町村の担当課等と、普段から連携をとりながら、学校への最新情報の提供を積極的にしていく必要がある。また、福島県では、HP 上で、土砂災害危険箇所の位置等を河川流域総合情報システム (<http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>) で確認することができる。様々なハザードマップと合わせて、これらも活用して学校や地域の土砂災害との関わりも認識しておくべきである。

この震災の教訓が、子どもたちの現在及び将来の安全に繋がるよう、自ら考え、自ら判断し、自ら行動できる力をしっかりと育める福島県の防災教育を展開していくために、本指導資料をベースにし、他機関等との連携を図りながら、形式的・形骸化した防災教育とならぬよう、各学校で創意工夫した防災教育の学習を展開していくことが望まれる。



年間指導計画の作成について

自校の年間指導計画の作成にあたって

地域性の把握

地域の実態や実情を教師自らがしっかりと把握

発達段階を踏まえた児童生徒の実態把握

児童生徒の過去の学習内容・経験について実態を把握し、発達段階に合わせた計画を作成

防災教育の内容と教科や領域との関連性の明確化

教科等の特質や特性、内容との関係・関連性をしっかり持たせ、より実効性のある学びとなるように計画を作成

各教科等の年間計画の作成に向けて

✓ 教科の特性を活かして

教科の目標やねらいは十分達成しながら、教科の学習内容の関連として、防災学習を実施するよう努める。

✓ 他教科や領域との関連性を考慮して (各種行事、避難訓練等とも関連させて)

他の教科での学習と連動、関連を持たせることによって、より大きな効果が期待される。避難訓練のタイミングに合わせて、教科の指導内容に盛り込むなど、学習の関連性や系統性を意識して実施することが大切である。

✓ 大切なこと、重要なことは、 何度も繰り返して学習する機会を確保して

様々な機会をとらえ、複数の教科や学年で繰り返し身に付けさせることも必要である。